資料１

中間年経済構造統計及び母集団情報の整備に関する検討課題について

令和８年11月20日
総務省統計局
経済産業省大臣官房調査統計グループ





経済構造実態調査の見直し経緯

統計委員会審議における意見

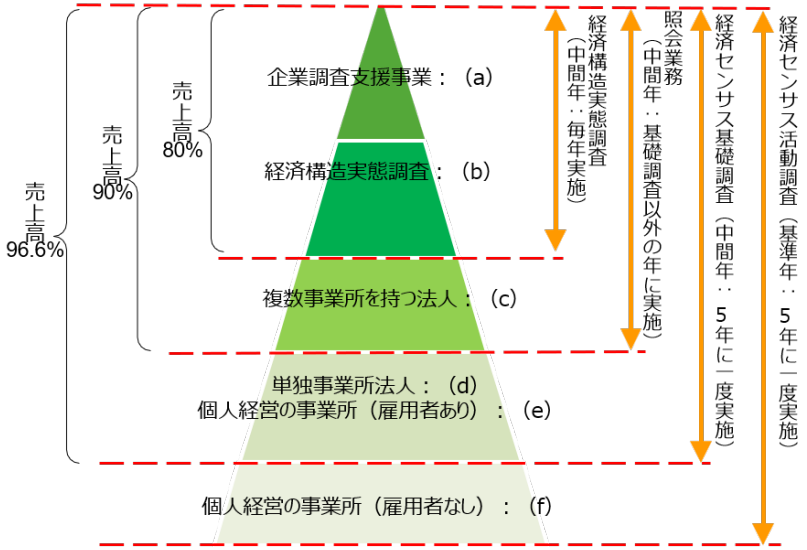
○　令和９年以降の経済構造実態調査の実施に向けた変更承認申請に伴う統計委員会による審議において、調査実施者から、事業所・企業照会の結果を経済構造実態調査の集計に反映する旨を説明

○　これを受け、委員からは以下のとおり意見あり

第139回サービス統計・企業統計部会　（令和８年５月25日）　議事録（抄）

「事業所・企業照会」によって得られる売上高を経済構造実態調査に活用することは、精度向上につながる適切な変更であると考えている。この変更により、「事業所・企業照会」は経済構造実態調査（特に、調査票Ｃ）と同じような用途を持つことになり、また、経済センサス-基礎調査の実施年は、「事業所・企業照会」と類似した内容の調査として基礎調査が実施されることから、経済構造実態調査と「事業所・企業照会」及び基礎調査は、中間年次の経済構造を把握するという目的の下で、より密接な関係を持つことになると思われる。今後は、この３つの位置付けや関係性について、中長期的に再整理することが必要ではないか。

現状のカバー範囲



現状の実施サイクル

N年度（基準年）	N+1年度	N+2年度	N+3年度	N+4年度	N+5年度（基準年）
経済センサス-活動調査	経済構造実態調査	経済構造実態調査	経済構造実態調査	経済構造実態調査	経済センサス-活動調査
	照会業務	照会業務	経済センサス-基礎調査	照会業務	
【図(a)～(f)】	【図(a)～(c)】	【図(a)～(c)】	【図(a)～(e)】	【図(a)～(c)】	【図(a)～(f)】

※経済構造実態調査から経済センサス-基礎調査及び事業所・企業照会（いずれも企業票）に対してデータ移送を実施
※事業所・企業照会については、令和9年調査以降、経済構造実態調査の結果に組み込む予定

中間年における各調査の概要

	経済センサス-基礎調査 （甲調査）※	経済構造実態調査		事業所・企業照会
種別	基幹統計調査（報告義務あり）	基幹統計調査（報告義務あり）		照会（報告義務なし）
調査の目的	事業所及び企業の活動の状態を調査し、事業所母集団データベースの整備に資するとともに、我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにする。	全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計を作成する。		経済センサス-活動調査を始めとする事業所・企業を対象とする各種統計調査の名簿情報の元となる、事業所母集団データベースを整備する。
調査の期日	令和６年６月１日（直近） ※直前の経済センサス基礎調査を行った年から五年目に当たる年	毎年６月１日 ※経済センサス-活動調査実施年を除く		毎年６月１日現在 ※経済センサス-活動調査及び基礎調査実施年を除く
調査の流れ	国ー調査実施事業者ー報告者	国ー調査実施事業者ー報告者		国ー調査実施事業者ー報告者
調査対象	全国全ての民営事業所（雇用者のいない個人経営の事業所を除く）	**【産業横断調査】** 日本標準産業分類における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の８割を達成する範囲に含まれる企業	**【製造業事業所調査】** 日本標準産業分類「大分類Ｅ－製造業」における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の９割を達成する範囲に含まれる事業所	既存の複数事業所を持つ法人（Ａ） 新設・廃業候補事業所（Ｂ）
主な 調査事項	基本的事項（経営組織、資本金等の額、主な事業の内容、売上金額等）	基本的事項のほか、費用総額及び主な費用項目、事業活動・生産物の種類別の売上（収入）金額等	基本的事項のほか、人件費、有形固定資産、在庫額、主要原材料名等	基本的事項

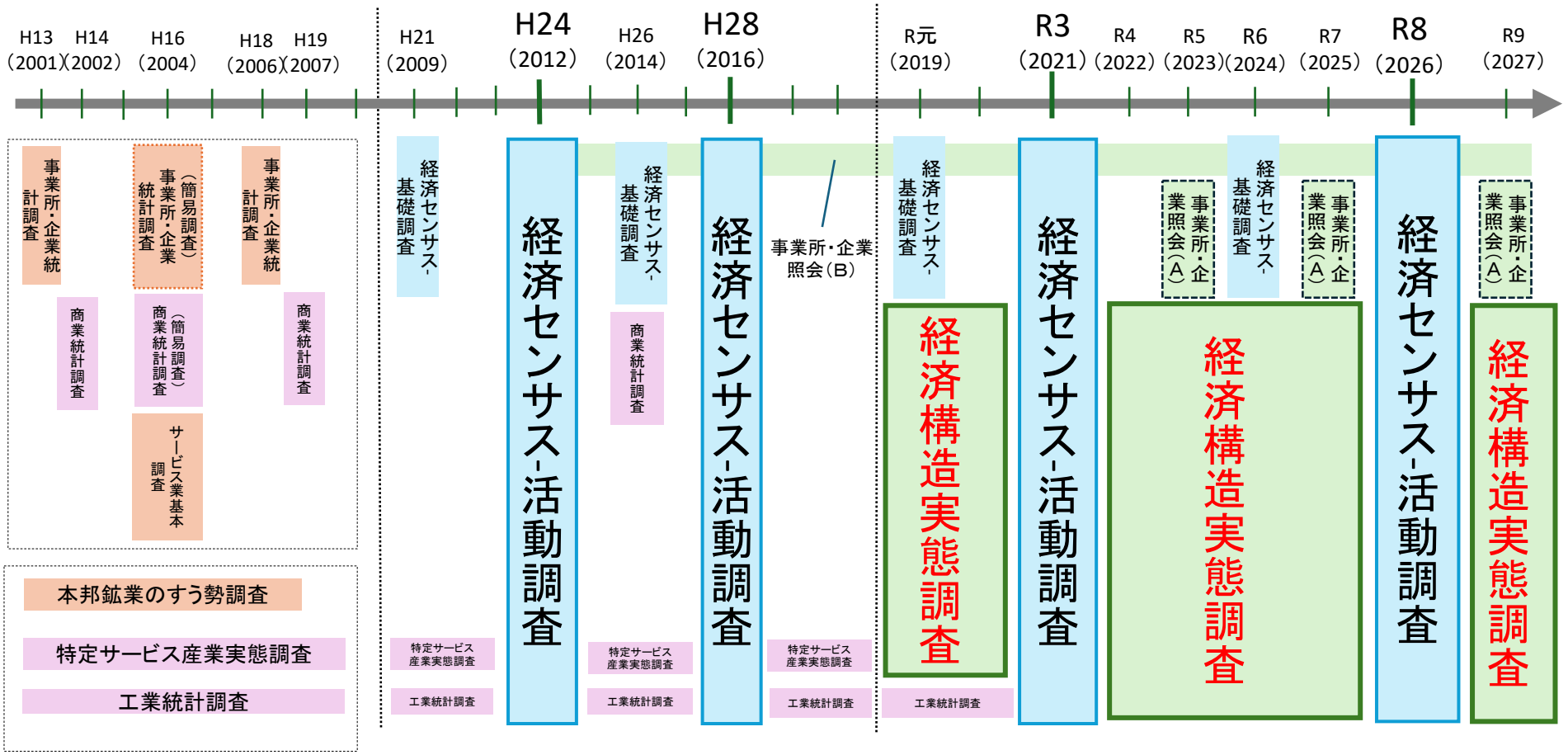
※　経済センサス-基礎調査は甲調査と乙調査からなり、上記の表に記載していない乙調査は、国・地方公共団体の事業所を対象に、経済センサス-活動調査実施年を除き調査を実施

経済構造統計の体系的整備の進展

○　既存大規模統計調査の統廃合を行った上で、同一時点における我が国全体の包括的な経済構造を把握する経済センサス-活動調査及び中間年における基本的な経済構造の把握、母集団情報の整備のための経済センサス-基礎調査を創設

○　令和元年の経済構造実態調査を創設したことにより、付加価値構造を明らかにする年次の経済構造統計を作成

○　令和５年以降、経済センサス実施年以外について、事業所・企業照会を行うことにより、年次での母集団整備を充実



経済センサスに統合された調査

経済センサス-活動調査実施年には実施しない形で統合された調査。
さらにその後、経済構造実態調査に統合された調査

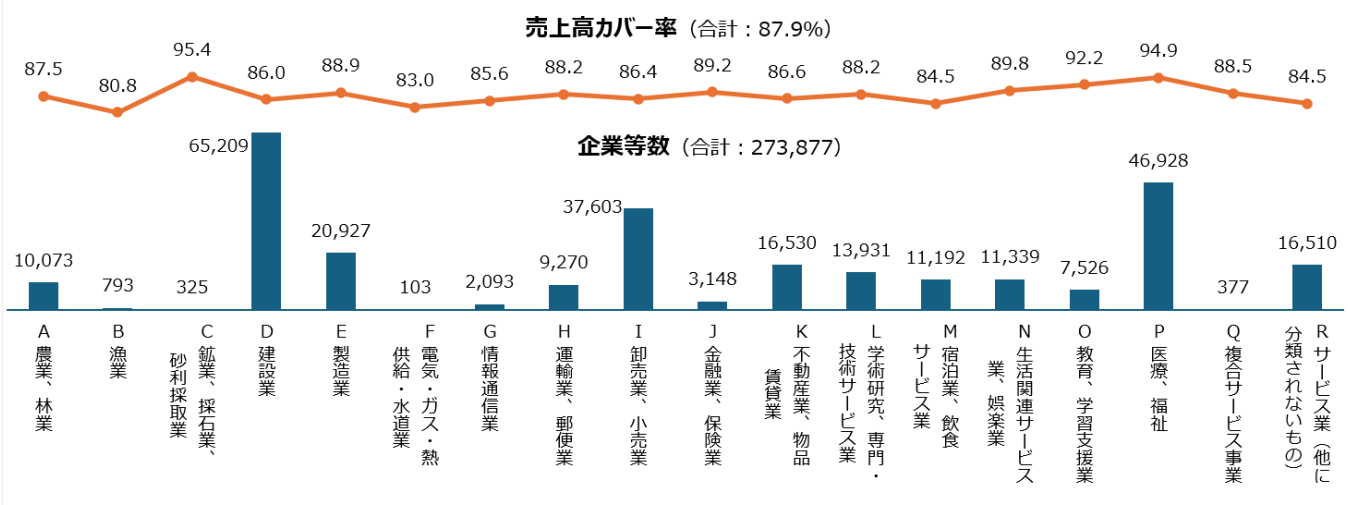
中間年における現状と見直しに向けた検討課題

1　経済構造実態調査の設計について

【産業横断調査の現状】

■日本標準産業分類における大・中・小分類ごとに、売上高上位８割を達成する範囲の企業（全体の売上高の９割近くをカバー）を有意抽出。非調査企業については、調査対象企業の売上高の伸び率を用いて推計している。

【産業分類別の企業等数、カバー率】



注）2025年調査結果から試算したもの。

■令和６年調査については、令和７年８月に公表した経済構造実態調査（２次集計）と、令和７年12月に公表した経済センサス-基礎調査との間で、数値に差が生じた。

見直しに向けた検討課題①

○標本設計の見直し

経済センサス-基礎調査結果による実測値を通じて、いくつかの調査設計上の課題が判明した。これらを踏まえ、実測範囲や推計方法の見直しを検討し、標本設計の最適化を図る。

中間年における現状と見直しに向けた検討課題

1　経済構造実態調査の設計について（続き）

【製造業事業所調査の現状】

■調査対象事業所数が年によって大きく変動

・令和４年調査以降、製造業事業所調査の調査対象事業所数が毎年大きく変動。
・特に令和６年調査は、令和４年・令和５年・令和７年と比較し、９割層の調査対象数に相違。
（令和４年:100,945事業所、令和５年:89,742事業所、令和６年:70,485事業所、令和７年:86,149事業所）

■回答者負担の軽減・統計作成業務の効率化への要請

・現行は日本標準産業分類の大・中・小・細分類ごとに、売上高上位90%を達成する範囲の事業所を有意抽出。
・企業内情報管理の徹底等で調査環境は大きく変化。報告者負担軽減と一層の効率的な実施が必要。
・あわせて、調査全体の効率的な実施に向け、その在り方についても検討が必要。

検討内容（１）　調査対象事業所数の妥当性を検証

・令和４年から令和７年調査の各年の個票情報から、9割層の実査値・公表値について妥当性を検証。

検討内容（２）　調査対象範囲の見直し可能性を検証

・令和４年から令和７年調査の各年の個票情報から、大・中・小・細分類ごとに売上高の85%・80%・75%等の範囲で事業所数等を再現、現行90%基準との比較により、各対象事業所数での統計精度、結果等を検証。

見直しに向けた検討課題②

○調査対象事業所数が年によって大きく変動する要因及び結果精度への影響を確認・検討。
○統計の精度と報告者負担軽減、効率化のバランスのとれた調査の在り方（対象範囲、手法等）の検討

中間年における現状と見直しに向けた検討課題

2　母集団情報の整備について

【現状】

（１）経済センサス-基礎調査

■平成21年の創設以降、経済センサス-基礎調査は調査員調査として実施してきたが、統計調査員の負担回避を図るため、令和６年調査からは調査員調査を廃止して郵送配布による直轄調査方式に調査方法を変更。従前、統計調査員が行っていた事業所の活動状況の確認ができず、活動状況が不明となる事業所が一定数存在。

（２）事業所・企業照会

■事業所・企業照会は、既存の複数事業所を持つ法人に対する照会（照会A）、行政記録情報に基づく新設及び廃業の照会（照会B）から構成。

■照会Bについては、廃業事業所について、行政記録等を活用しているものの、新設事業所の捕捉と比べ過少。また、雇用者がいない個人経営の事業所の新設・廃業が捕捉できない。

見直しに向けた検討課題③

○今後の課題を踏まえた活動状態のより的確な把握及び行政記録情報の利用拡大

事業所の活動状態のより的確な把握や、雇用者がいない個人経営の事業所の捕捉に向けて行政記録情報等の活用拡大について検討を行う。

諮問第171号の答申　経済センサス-基礎調査及び経済構造実態調査の変更について（令和５年６月16日）（抄）

事業所の新設や廃業などに係る分析ニーズが高まる一方、その実態把握の困難さが増していることや、今回の基礎調査の見直しに伴い開廃業率などを分析する上で特に重要となる小規模事業所の多くが対象外となることを踏まえ、事業所の活動状態の把握方法などについて、行政記録情報等の更なる活用可能性も含めて、研究を行うこと。

中間年における現状と見直しに向けた検討課題

3　経済構造実態調査、経済センサス-基礎調査及び事業所・企業照会の関係

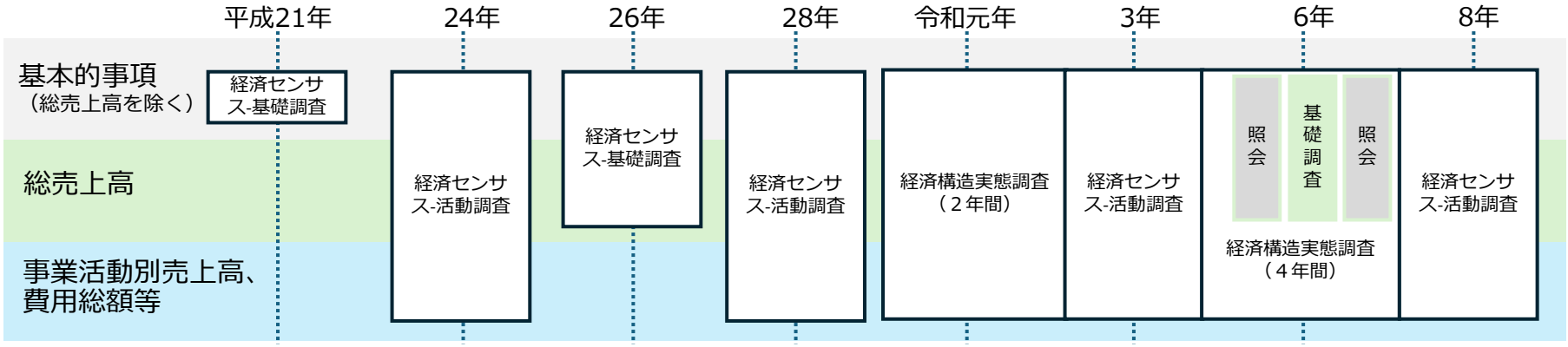
【現状① 】

■平成21年経済センサス-基礎調査は、平成24年経済センサス-活動調査の母集団名簿作成を主眼においていたことから、調査事項についても基本的事項（総売上高を除く）に限定していたが、平成26年調査から総売上高を追加することにより、中間年における総売上高を含めた経済構造統計が作成可能となった。

■一方、令和元年に経済構造実態調査が創設。総売上高のほか費用項目を把握することで、経済センサス-活動調査及び経済構造実態調査により毎年、付加価値を含めた経済構造統計の作成が可能となった。

■令和５年からは、複数事業所企業を対象に事業所・企業照会を実施。これにより、経済センサス実施年以外の年においても事業所母集団データベースの整備が可能となった。令和７年事業所・企業照会では、令和６年と同様、経済構造実態調査と一体的に実施。

【調査事項イメージ】



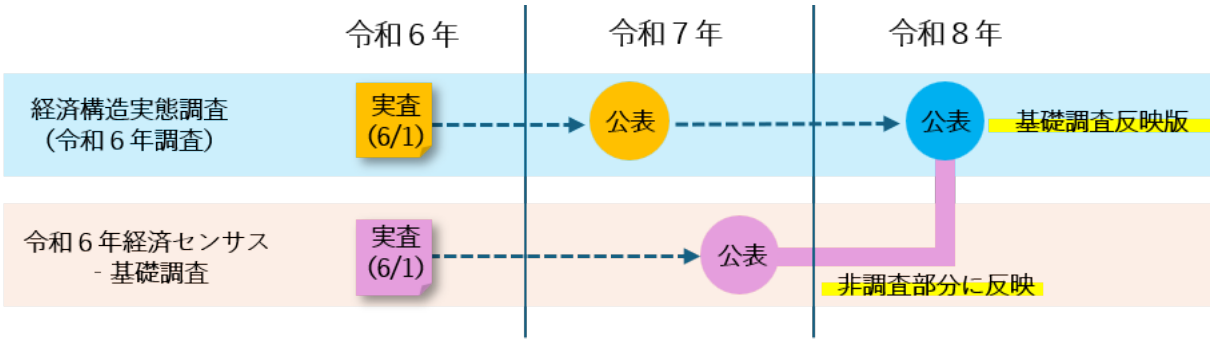
中間年における現状と見直しに向けた検討課題

3　経済構造実態調査、経済センサス-基礎調査及び事業所・企業照会の関係（続き）

【現状② 】

■令和６年に経済センサス-基礎調査及び経済構造実態調査が実施されたが、公表時期の違いから、経済構造実態調査の公表、経済センサス-基礎調査の公表、経済センサス-基礎調査を反映した経済構造実態調査改定値の公表として、同一年の経済構造統計を多段階にわたり公表した。同じ令和６年の調査（経理項目は令和５年）の結果でありながら、３種類の統計が併存。

【公表イメージ】



※経済構造実態調査の公表は、企業に関する売上金額及び費用項目まで集計をした２次集計を指す。

■また、経済構造実態調査と経済センサス-基礎調査は調査範囲が異なっているなど、ユーザーにとって分かりにくい状況となっている。

【集計範囲イメージ】

		経済構造実態調査		経済センサス-基礎調査	
		総数	政治・経済・文化団体、宗教	総数	政治・経済・文化団体、宗教
法人		○（非調査層は推計）	×	○	
個人	雇用者あり	○（DB値横置き）	×	○	
	雇用者なし			△（参考表）	

中間年における現状と見直しに向けた検討課題

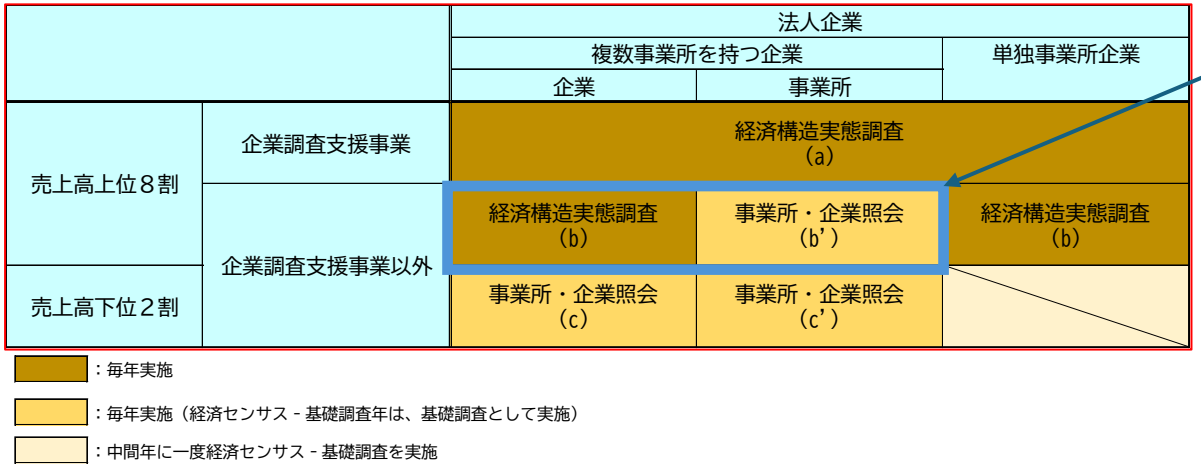
3　経済構造実態調査、経済センサス-基礎調査及び事業所・企業照会の関係（続き）

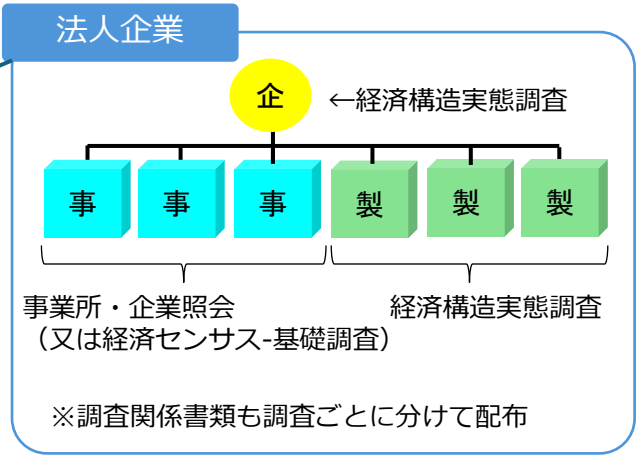
【現状③ 】

■令和５年から経済センサス（活動調査・基礎調査）実施年以外について、既存の複数事業所企業に対し、事業所・企業照会を実施。これにより、毎年の事業所母集団データベース整備に寄与。
※　令和９年以降は、事業所・企業照会の結果を経済構造実態調査にも活用

■実施に当たっては、年次で実施する経済構造実態調査と重複しない対象に限定するとともに、経済構造実態調査対象複数事業所企業については、同時一体的実施するなどの措置を講じている。**（下図ｂ、ｂ’部分）**

■一方で、同一企業において基幹統計調査と事業所・企業照会が混在することなど、対象企業においても分かりづらい状況となっている。





見直しに向けた検討課題④

○統計の作成、名簿整備という目的に照らして、３調査の位置付けや関係性について検討

従来からの枠組みに継ぎ接ぎする形で経済構造統計の作成、名簿整備事業を拡充し続けた結果、複数の調査が網の目のように交錯している状況。統計作成の観点及び報告者負担の観点から、より効率的な体系に向けて、３調査の関係整理を図る。

検討スケジュール（想定イメージ）

